

二松學舎松苓会会則

昭和 6年3月 3日制定
平成 10年5月 16日一部改正
平成 17年8月 6日一部改正
平成 20年8月 2日一部改正
平成 22年6月 12日一部改正
平成 23年6月 11日一部改正
平成 30年6月 9日一部改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この同窓会は、二松學舎松苓会（以下「本会」という）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区三番町6番地16二松學舎大学内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、母校建学の精神に基づき、会員相互の親睦を図り、思想學術の向上に資し、併せて母校の発展を期することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の各号の事業を行う。

- 一 会員名簿の編集及び刊行。
- 二 会員相互の連絡及び情報交換。
- 三 支部の育成。
- 四 松苓会報の発行。
- 五 その他、本会の目的達成のために必要な事業。

2 本会は、母校への支援並びに、母校事業の得失に関し、意見を具申することができる。

第2章 組 織

(会 員)

第5条 本会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 正会員 専門学校・大学卒業者並びに大学院修了者。
- 二 準会員 中途退学者のうち会員が推薦し、幹事会で承認した者。
- 三 特別会員 本学の専任教職員及び母校関係者にして、会長の推薦した者。
- 四 学生会員 本学の学部及び大学院在籍者

2 会員は、一定額の入会金、会費を納入するものとする。

3 入会金、会費の額については次のとおりとする。

- (ア) 入会金は、大学卒業者並びに大学院修了者は5,000円とする。
(イ) 会費は15,000円とし、入会金と合わせて、これを終身会費とする。
- 4 入会金及び会費の額を変更するときは、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

(本 部)

第6条 本会に本部を置き、役員及び事務局をもって組織する。

- 2 本部は、本会の事務を総括処理し、渉外事項を掌る。

(支 部)

第7条 本会は、都道府県毎並びに海外に支部を置くことができる。

- 2 都道府県毎並びに海外の支部は、それぞれの都道府県並びに海外に在住する会員をもって構成する。
- 3 都道府県毎並びに海外の支部に支部長を置き、その組織及び運営は各支部の定めるところによる。
- 4 設置された支部は、規約とともに役員名簿等を添えて会長に提出するものとする。

第3章 役員及び顧問並びに相談役

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

一 会 長	1 名
二 副 会 長	2 名
三 常任幹事	若干名
四 幹 事	若干名
五 監 事	2 名

(役員を選出)

第9条 会長は、正会員のなかから幹事会において選出し、総会の承認を得るものとする。

- 2 副会長は、第5条第1項第1号から第3号に規定する会員のなかから幹事会において選出する。

3 常任幹事は、第5条第1項第1号から第3号に規定する会員のなかから会長が委嘱する。

- 4 幹事は、(ア) 国内9地区(北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州及び沖縄)それぞれの代表者。

(イ) 第5条第1項第1号から第3号に規定する会員のなかから会長の指名した者。

- 5 幹事長は、常任幹事のなかから会長が指名する。

6 監事は、第5条第1項第1号から第3号に規定する会員のなかから幹事会において選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員職務)

第10条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは会長が予め指名した順序によりその職務を代行する。

3 常任幹事は、第8条四号を除く各号の役員をもって常任幹事会を構成し、本会の業務を執行する。

4 幹事は、第8条各号に掲げる役員をもって幹事会を構成し、常任幹事会よりの提案事項につき協議する。

5 幹事長は、総会・常任幹事会から委任された事項及び緊急事項並びに業務を処理する。

6 監事は、本会の経理の状況を監査するとともに、業務執行の状況を監査し、経理の状況、又は業務の執行について不整の事実を発見したとき、これを会長に報告する。

(役員任期)

第11条 本会の役員任期は4年とし再任を妨げない。但し会長の任期は2期8年までとする。

2 補欠、又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(顧問・相談役並びに名誉会長)

第12条 本会の顧問並びに相談役は、法人の理事長・学長・常任理事並びに学識経験者とし、会長が委嘱する。

2 名誉会長は、会長として松苓会発展のために尽力した者を、会長が推挙する。

(顧問並びに相談役職務)

第13条 顧問並びに相談役は、会長の要請により本会の運営について助言を行う。

第4章 会 議

(総 会)

第14条 本会の総会は、本会の目的達成に必要な事項を決定する最高議決機関とする。

2 総会は、第17条の規定による支部長会をもってし、毎年1回会長が招集する。

3 総会の議長は、出席会員のなかから選出する。

(常任幹事会)

第15条 常任幹事会は、定例会とし、毎年4回（4月・6月・10月・12月）幹事長が招集する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。

2 常任幹事会の議長は幹事長が当たる。
（幹事会）

第16条 幹事会は、会長が必要と認めた場合に招集し、幹事長が議長となる。
（支部長会）

第17条 支部長会は、支部長並びに第8条各号に規定する役員をもって構成し、会長が招集する。

2 支部長会の議長は、支部長会において選出する。
（定足数及び議決）

第18条 本会の会議は、構成委員の過半数（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数（委任状を含む）をもって議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
（議事録）

第19条 本会が行う会議については議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名が署名押印のうえ保存する。

- 一 会議の日時及び場所。
- 二 出席者の氏名（委任状提出者を含む）。
- 三 議事の経過、概要、発言要旨及びその結果。

第5章 会 計
（会 計）

第20条 本会の運営は、次の収入により行うものとする。

- 一 会員の入会金。
- 二 会員の会費。
- 三 寄附金。
- 四 その他物品等の資産。

（会計年度）

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
（事業計画及び収支予算）

第22条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長のもとに編成し、常任幹事会の提案に基づき、総会の承認を得るものとする。
（終身会員積立金）

第23条 本会の終身会員積立金は、いかなる理由があっても終身会員サービス以外への用途を禁ずる。
（収支決算）

第24条 本会の収支決算は、会長のもとに作成し、事業報告書とともに監事の意見を付し、総会に報告し承認を得るものとする。

第6章 委員会及び委員

(委員会及び委員)

第25条 本会の目的達成のために必要な専門事項を調査及び研究等を行うため、委員会を設けることができる。なお目的達成後は速やかに解散するものとする。

- 2 委員会の委員は会長が委嘱する。
- 3 委員会及び委員に関し必要な事項は、その都度会長が定める。
- 4 役員候補者選考委員会の委員は別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第26条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 幹事長は、会長の命を受けて事務局を統括し本会の事務を掌理する。
- 3 事務局には、会長指名の事務局長、その他の職員をおく。
- 4 事務局長は、幹事長を補佐し本会の事務処理を執り行う。
- 5 職員の任免は、常任幹事会の議を経て会長が執り行う。
- 6 事務局に必要な規定は別に定める。

第8章 会則の変更

(会則の変更)

第27条 本会則の変更については、常任幹事会の提案に基づき、総会において承認を得なければならない。

第9章 補則

(会員の除名と役員解任)

第28条 本会員で、その体面を汚す行為があった場合は、総会の決議により除名することができる。

- 2 本会の役員が、次の各号の一に該当するときは、第25条第1・2・3項に準じて特別審議会を設け、その議決により会長がその職務を解くことができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認めたとき。
 - 二 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認めたとき。

(細則)

第29条 この会則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は細則で定める。

附則 (昭和6年3月3日 原案立案)

- 1 昭和6年3月22日 認可 (附則2～7は略)

附則 (平成10年5月16日)

- 8 本会則は、平成10年5月16日から施行する。

ただし第5条の会費は、平成11年度入学生から適用する。

附則(平成30年6月9日)(附則9～12は略)

13 本会則は、平成30年6月9日から施行する。

14 第26条第2項に規定する本会の事務については、その一部を学校法人二松
學舎に委託することができるものとする。

二松學舎松苓会細則

昭和 6 年 12 月 17 日制定

平成 17 年 8 月 6 日改正

平成 20 年 8 月 2 日一部改正

平成 22 年 6 月 12 日一部改正

平成 23 年 6 月 11 日一部改正

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この細則は、二松學舎松苓会会則（以下「会則」という）第 29 条の規定に基づき、松苓会が行う業務について、必要な事項を定め、公正な運営を図ることを目的とする。

(業務執行の原則)

第 2 条 本会の業務は、会則及びこの細則の定めるところに従い、友愛の精神のもとに会員相互の絆を強め、親睦の実を挙げることにより母校の発展を期し、時世の変化に順応するように有効適切な運営を図らなければならない。

第 2 章 地区代表の選出

(地区代表幹事の選出)

第 3 条 会則第 9 条第 4 項ア号に規定する、国内 9 地区を代表する幹事の選出は、それぞれの地域内の支部長の互選による。

第 3 章 会 議

(総 会)

第 4 条 会則第 14 条第 2 項の規定による総会は、原則として毎年 6 月に会長が招集する。

(幹事会)

第 5 条 会則第 16 条に規定する幹事会は、会長が必要と認めた場合において会長がこれを招集する。

第 4 章 業 務

(常任幹事会の職務)

第 6 条 会則第 10 条第 3 項後段の本会の業務については、おおむね次の各号に掲げる事項を執行する。

- 一 毎事業年度の予算及び事業計画に関すること
- 二 毎事業年度の決算及び事業報告に関すること
- 三 重要財産の処分又は重大な業務の負担に関すること
- 四 会費又は入会金の変更に関すること

- 五 松苓会会則の変更に関する事
 - 六 細則の変更に関する事
 - 七 支部育成に関する事
 - 八 松苓会名簿の編集及び刊行に関する事
 - 九 松苓会報の編集に関する事
 - 十 事務局職員の任免に関する事
 - 十一 諸会合にかかる資料等の作成に関する事
 - 十二 本会の施設及び事業の総合的宣伝、啓蒙並びに広報計画に関する事
- 2 前項各号に規定する事項のほか、会長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について会長に建議することができる。

第5章 委員及び委員会の構成等

(委員会の構成)

第7条 会則第25条の規定による委員会の委員は7名以内の奇数をもってし、常任幹事4名、幹事3名（内1名は本会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者）をもって構成し、会長が委嘱する。

(役員候補者選考委員会)

第8条 会則第9条第1項、第2項及び第6項に規定する役員の選出は、あらかじめ役員候補者選考委員会において選考しなければならない。

2 役員候補者選考委員会は、常任幹事会から3名、幹事会から3名、総会から3名、計9名を互選または投票によって選出する。

3 役員候補者選考委員会は、第2項の委員をもって組織する。

4 役員の選考は、当該役員の任期終了日から遡及して90日以内に執り行わなければならない。

5 任期中途退任又は死亡の場合における後任者の選出は、業務に支障をきたさない程度において適宜執り行わなければならない。

第6章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第9条 会則第26条に規定する事務局は、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- 一 松苓会会則及び細則その他関係規程集
- 二 役員、支部長の名簿及び職歴
- 三 都道府県毎の支部関係資料
- 四 収入、支出に関する諸帳簿及び証拠書類（伝票・領収書等）
- 五 常任幹事会、幹事会及び総会等の議事に関する書類
- 六 その他必要な書類及び帳簿

附 則（平成6年12月1日 原案立案）

平成6年12月17日 認可

- 1 この細則は平成7年4月1日から施行する。ただし、平成7年3月31日をもって任期満了による役員を選出については、あらかじめ施行日以前90日以内に執り行わなければならない。
- 2 松苓会会務処理規程（昭和62年4月1日制定）は廃止する。

附 則（平成11年8月7日）

この細則は、平成11年8月7日から施行する。

（中略）

附 則（平成23年6月11日）

この細則は、平成23年6月11日から施行する。